

倉敷市 被災事業者事業継続奨励金

倉敷市では、岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）を活用して、平成30年7月豪雨による被災後も、倉敷市内での事業継続に取り組む事業者の皆様を支援する**奨励金10万円**を交付します。

申請受付を平成30年10月9日（火）より開始します！




【対象者】※（1）～（4）全ての要件を満たす事業者

- （1）平成30年7月豪雨により倉敷市内で被災し、事業用資産が被害を受けたことについて、倉敷市長から事業者用の被災証明書の交付を受けていること。
- （2）岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）の交付決定を受けていること。
- （3）平成30年7月豪雨による被災後も倉敷市内において、次のいずれかに該当する施設等を有し、事業を継続し、又は継続する予定であること。
 - （ア）店舗、事務所、工場その他の事業所
 - （イ）岡山県グループ補助金を活用して復旧・整備した貸付施設又は貸付設備
- （4）倉敷市税の滞納がないこと。

【申請期間】

岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）の交付決定から6か月以内

- 
- ◆ 申請書様式は、商工課HPに掲載しています。郵送又は持参にてご提出ください。
 - ◆ 詳細については、商工課HPをご確認ください。

倉敷市 商工課

【申請・問い合わせ先】

〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
倉敷市文化産業局商工労働部商工課
Tel:086-426-3405
Fax:086-421-0121
Email:cmind@city.kurashiki.okayama.jp

Q1 個人事業主で、住所が倉敷市外の場合も、交付対象になりますか。

A1 対象者の要件を満たせば、交付対象となります。

Q2 主たる事業所（本社）が倉敷市外にある会社も、交付対象になりますか。

A2 対象者の要件を満たせば、交付対象となります。

Q3 大企業も対象になりますか。

A3 対象者の要件を満たせば、交付対象となります。

Q4 NPO法人、財団法人、社団法人等も交付対象になりますか。

A4 対象者の要件を満たせば、交付対象となります。

Q5 岡山市の事業所が被災し、岡山市長から事業者用り災証明の発行を受けているのですが、対象になりますか。

A5 対象者の要件の1つに、倉敷市内で事業用資産が被災し、倉敷市長が発行する事業者用のり災証明の交付を受けていることがありますので、交付対象になりません。

Q6 グループ補助金について、復興事業計画の認定（グループ認定）を受ければ、その段階で奨励金を申請できますか。

A6 できません。グループ認定の次の段階の補助金交付決定を受けてから奨励金の申請をしてください。

Q7 グループ補助金と小規模事業者持続化補助金の両方の交付決定を受けたのですが、奨励金は2回申請できますか。

A7 できません。奨励金の交付は1事業者1回限りです。

Q8 法人と法人の代表者等（個人）がそれぞれ、グループ補助金の交付決定を受けた場合、それぞれが、奨励金の交付対象となりますか。

【例】施設は代表者等の個人名義で法人に貸し付けており、設備は法人名義で、それぞれが復旧についてグループ補助金を申請した場合等

A8 対象者の要件を満たせば、それぞれが奨励金の交付対象となります。

（法人と法人の代表者等（個人）、それぞれが奨励金の申請が可能です。）

Q9 上記の場合、申請書に添付する事業者用り災証明は、法人分、代表者等（個人）分、それぞれに必要ですか。

A9 必要です。添付書類は全て、奨励金の交付申請者ごとに必要です。

Q10 対象要件の1つに、平成30年7月豪雨による被災後も倉敷市内において、店舗、事務所、工場その他の事業所を有して事業を継続することがありますが、その事業所が賃貸であっても、奨励金交付の対象になりますか。

A10 賃貸、自己所有に関わらず、市内に事業所を有して事業継続する場合は、要件を満たします。

Q11 上記に関連して、倉庫や資材置場等の無人の施設、また、一時的な事業の用に供される現場事務所等は事業所に含まれますか。

A11 それらは、事業所には含めません。(そのような施設のみが倉敷市内にあるという場合は、要件を満たしません。)

Q12 申請書の様式はどこにありますか。

A12 倉敷市商工課のHPに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。HPからのダウンロードが難しい場合は、郵送で対応させていただきます。

Q13 申請書に必要な添付書類を教えてください。

A13 以下のとおりです。

- 倉敷市長が発行した事業者用り災証明書の写し
- 岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金)の交付決定通知の写し
- 岡山県グループ補助金交付申請時の補助事業計画書の写し(交付決定通知がグループ補助金の場合)
- 倉敷市の市税納税証明書(3か月以内のもの)(納税証明書が発行されない場合は課税資料確認書)
- 請求書(別紙様式)
- その他倉敷市が必要とする書類

Q14 申請期限はありますか。

A14 グループ補助金又は小規模事業者持続化補助金の交付決定日から6か月以内に申請してください。

Q15 申請書の提出先及び提出方法を教えてください。

A15 提出先は以下のとおりです。郵送又は持参にて提出ください。
〒710-8565 倉敷市西中新田 640
倉敷市文化産業局商工労働部商工課 (TEL086-426-3405)